

指定管理者制度における  
指定管理料スライド制度運用の手引き

令和7年6月 策定

令和7年12月 一部改定

伊勢市資産経営部資産経営課

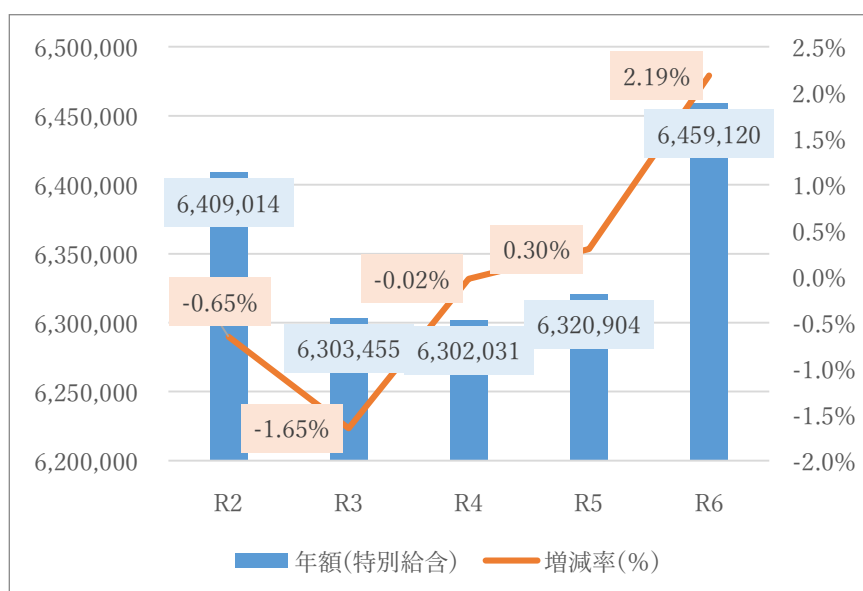
## 第1章 目的・趣旨

この数年、人件費や物価は上昇している状況が続いており、指定管理者制度において、今後の人件費及び物価上昇が指定管理者の経営リスクにつながり、業務履行の質の低下を招く恐れがある。

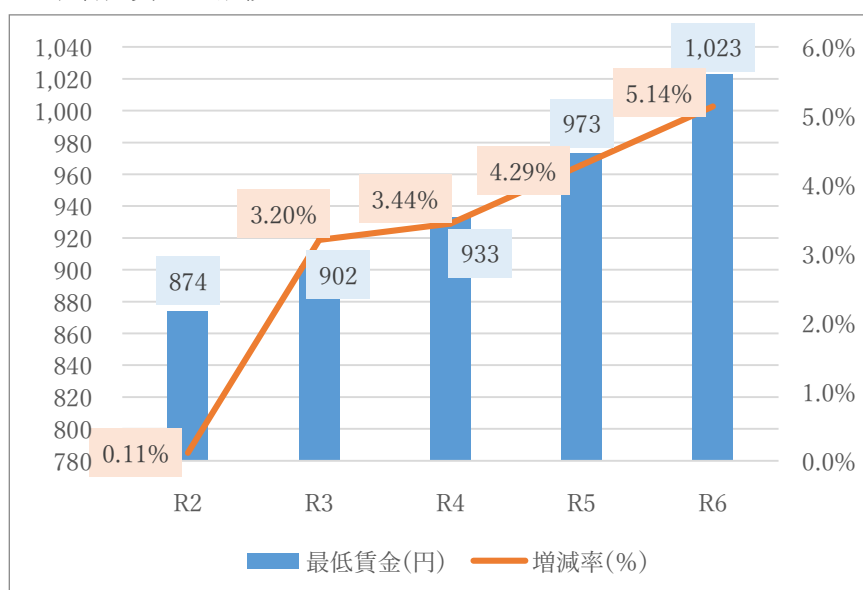
このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、賃金水準や物価水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み(指定管理料スライド制度)を導入する。

本手引きは、指定管理料スライド制度の運用にあたっての考え方や、手続きの流れ、内容等について整理したものである。

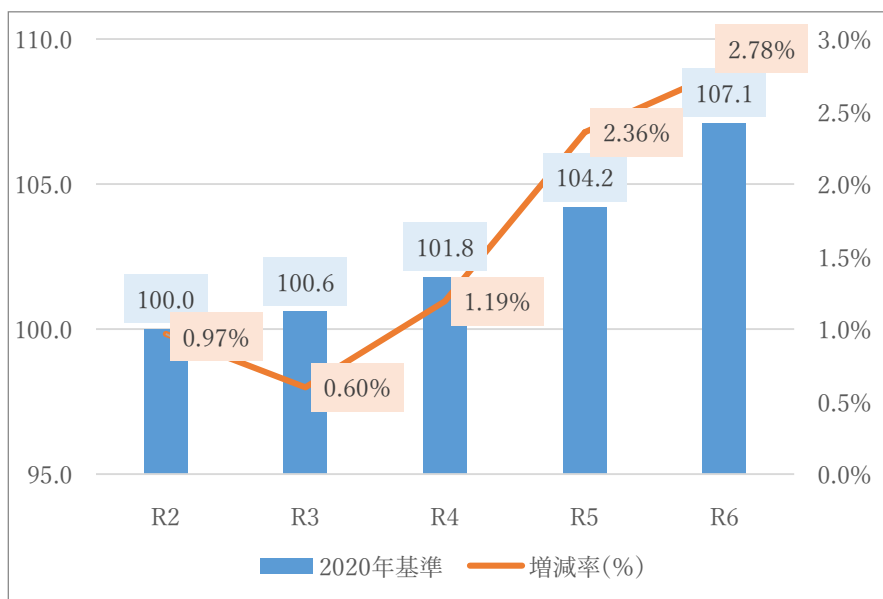
### 【参考】三重県人事委員会による民間給与実態の推移(特別給含む)



### 【参考】三重県最低賃金の推移



【参考】企業向けサービス価格指数総平均(除く国際運輸)の推移



## 第2章 指定管理料スライド制度の概要

### 1 基本的な考え方

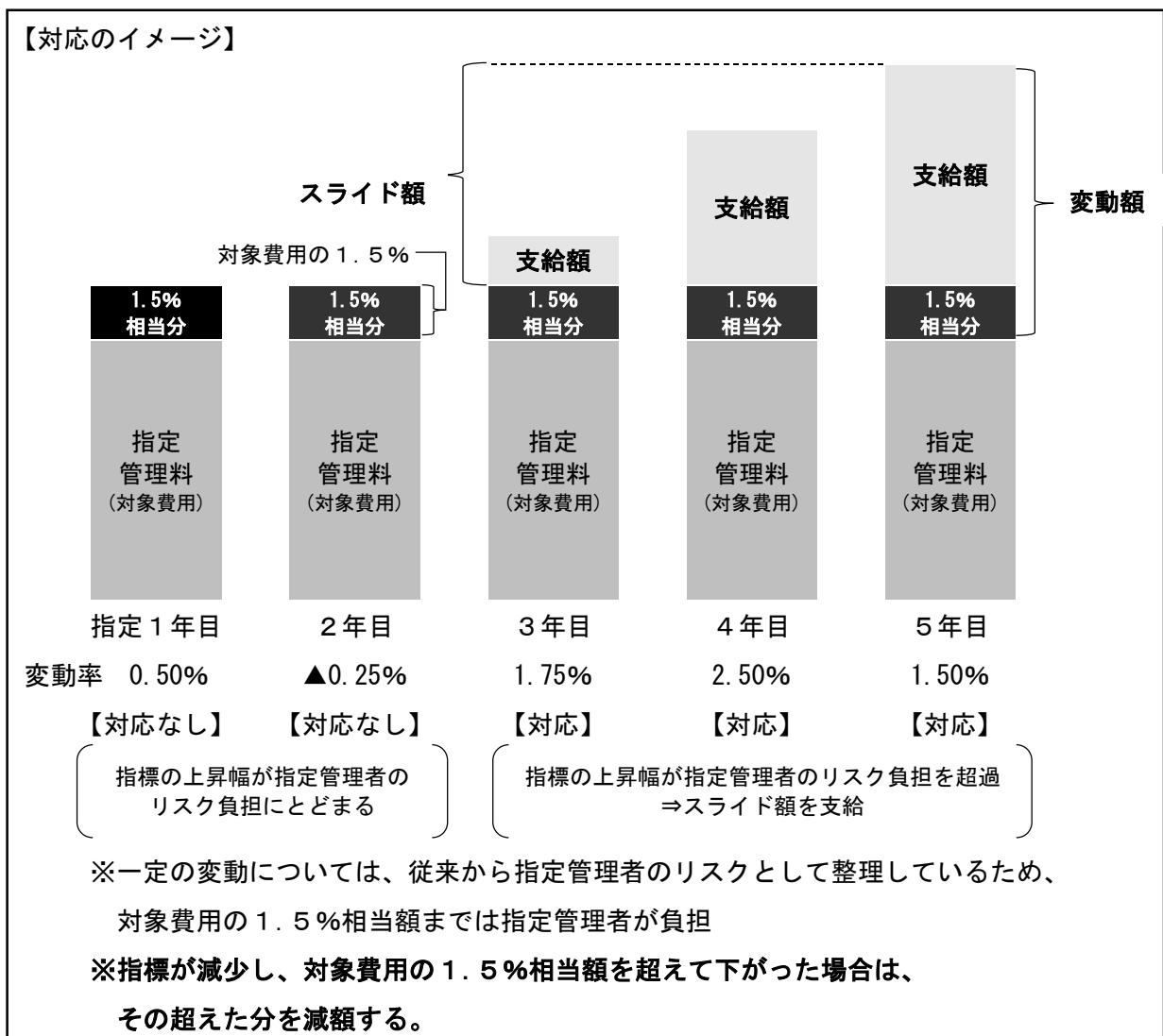
指定管理者の費用について、募集時に市が提示した積算額に請負率(※1)を乗じて得た額に、賃金や物価の水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの変動額を算出し、一定以上の増減が見られた場合に、当該年度の指定管理料の調整(※2)を行う。

※1 「指定管理者が指定に係る申請時(応募時)に提案した、指定期間に係る指定管理料の合計額」の「市が公募時に公表した、指定期間に係る指定管理料上限額の合計額」に対する率(小数点第3位を四捨五入)

※2 社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金や物価の水準が下がった場合には指定管理料を減額する。

【簡易イメージ図】

$$\boxed{\text{変動額}} = \boxed{\text{積算額}} \times \boxed{\text{請負率}} \times \boxed{\text{変動率}}$$



## 2 対象施設

原則として、指定管理者制度を導入している全施設に導入する。

ただし、指定期間が 1 年を超えない施設や指定管理料が無償の施設、施設実態が制度導入にそぐわない施設、PFI 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく指定管理者制度導入施設など、個別の事業契約に基づき、本制度と類似の制度を実施している施設は対象外とする。

## 3 導入時期等

本制度の導入以降に選定手続きを開始(※1)する全ての施設(※2)から適用する。ただし、選定手続き開始後や指定期間の途中であっても、本制度の適用を希望する指定管理施設については、指定管理(候補)者と協議のうえ、基本協定の変更を行い、適用する。

なお、制度導入後、当該年度の指定管理料からの適用とする。

※1 公募の場合 : 募集要項の公表

非公募の場合 : 指定管理候補者の指名に係る通知

※2 新たに指定管理者制度を導入する施設及び既存指定期間満了後に継続して指定管理者制度を導入する施設

#### 4 対象費用

##### (1) 人件費

募集時に市が積算した人件費(労働基準法第11条に規定される賃金。)に請負率を乗じて得た額を対象とする。

##### 【参考】労働基準法(抜粋)

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、労働の対象として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

##### (2) 人件費以外の費用

募集時に市が積算した(1)に係る人件費以外の費用に請負率を乗じて得た額を対象とする。

##### (3) 対象外費用

自主事業に係る費用及び物品等を販売する施設において、当該販売に要する費用は対象外とする。

#### 5 市が提示する積算額

募集時に市が提示する積算額については、当該施設の募集年度における管理運営費等を積算するものとし、指定管理料上限額の設定についても同様とする。

ただし、募集時期等により指定期間開始年度のスライド額相当分を積算額に加算できる場合は、当該積算額に加算するものとし、その場合の指定管理料スライド制度は、指定期間2年度目から適用する。

#### 6 賃金水準及び物価水準の変動率

毎年度、対象費用に雇用形態別の賃金水準及び企業間の取引に係る物価水準をはかる指標を基に算出した以下の「変動率」を用いてスライド額を算定する。

##### (1) 人件費

雇用形態	適用する指標(変動率)
正規職員相当 (労働契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間雇用されている者で、フルタイムに従事する者)	<b>民間給与実態調査(三重県人事委員会)</b> ⇒三重県人事委員会が当該年度に公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」における「民間従業員の給与(月例給)」×(「12か月分」+「特別給の年間支給割合(月数)」)を前年度の同式と比較して得た変動率を適用

<b>非正規職員相当</b> <small>(パート、アルバイト等の正規職員相当以外の者)</small>	<b>三重県最低賃金(三重労働局)</b> ⇒三重労働局が当該年度に公表する最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用
--	--

(2) 人件費以外の費用

適用する指標(変動率)
<b>企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局)</b> ⇒日本銀行調査統計局が毎月公表する「企業向けサービス価格指数」における「総平均(除く国際運輸)」に係る数値の前年10月から当該年9月までの1年間の平均値を前々年10月から前年9月までの1年間の平均値と比較して得た変動率を適用

7 変動率の算出方法

(1) 人件費

**正規職員相当**

$$\text{変動率} = \frac{(\text{〇年度月例給} \times (12 + \text{〇年度特別給割合}) - ((\text{〇}-1)\text{年度月例給} \times (12 + (\text{〇}-1)\text{年度特別給割合}))}{(\text{〇}-1)\text{年度月例給} \times (12 + (\text{〇}-1)\text{年度特別給割合})} \times 100$$

**非正規職員相当**

$$\text{変動率} = \frac{\text{〇年度三重県最低賃金} - (\text{〇}-1)\text{年度三重県最低賃金}}{(\text{〇}-1)\text{年度三重県最低賃金}} \times 100$$

(2) 人件費以外の費用

$$\text{変動率} = \frac{(\text{〇}-1)\text{年10月} \sim \text{〇年9月企業向けサービス価格指数の平均値} - (\text{〇}-2)\text{年10月} \sim (\text{〇}-1)\text{年9月企業向けサービス価格指数の平均値}}{(\text{〇}-2)\text{年10月} \sim (\text{〇}-1)\text{年9月企業向けサービス価格指数の平均値}} \times 100$$

※すべて変動率(%)は小数点第3位を四捨五入します。

8 スライド額の計算方法

スライド額の算出については、正規職員相当人件費、非正規職員相当人件費、人件費以外の費用においてそれぞれ計算を行う。募集時に市で積算したそれぞれの費用に請負率を乗じて得た額に、算出した変動率を乗じて変動額を算出し、この変動額から対象費用の1.5%の相当額を差し引いた金額をスライド額(※)とする。

指定期間1年目の計算においては、積算額に請負率を乗じて得た額を基礎額とし、指定期間2年目以降の計算においては、積算額に請負率を乗じて得た額に対して前年度までの変動率を用いて計算した額を基礎額とする。

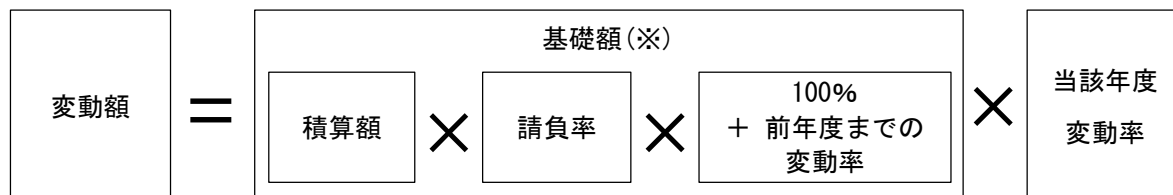
また、募集時期等により指定期間開始年度のスライド額相当分が積算額に加算されている場合は、

スライド額は、指定期間1年度目は発生しない(変動率も計算しない)。

なお、計算により発生した小数点以下の金額の端数については、その都度四捨五入する。

※指定期間途中から制度導入する場合のスライド額計算においては、導入初年度の変動額から計算することとし、導入年度以前の遡及計算は行わない。

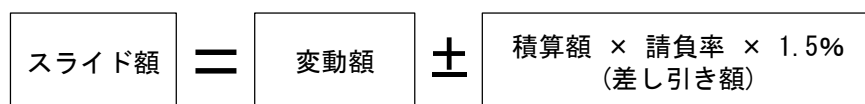
【イメージ図】



※指定期間1年目…積算額×請負率

指定期間2年目…積算額×請負率×(100%+1年目の変動率)

指定期間3年目…積算額×請負率×(100%+1年目の変動率)×(100%+2年目の変動率)



【算出例】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
積算額(円)	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
請負率(A)	95%				
対象費用(円)(B) (積算額×A)	11,400,000	11,400,000	11,400,000	11,400,000	11,400,000
基礎額(円)(C) (B×(100%+前年度までのD))	11,400,000	11,457,000	11,428,357	11,628,353	11,919,062
変動率(D)	0.50%	▲0.25%	1.75%	2.50%	1.50%
変動額(円)(E) (C×D)	57,000	▲28,643	199,996	290,709	178,786
累積変動額(円)(E')	57,000	28,357	228,353	519,062	697,848
差し引き額(円)(F) (対象費用1.5%相当額)	±171,000	±171,000	±171,000	±171,000	±171,000
スライド額(円)(G) (E'±F)	0	0	57,353	348,062	526,848
補正予算額(円)	0	0	58,000	349,000	527,000

※スライド額が、差し引き額の範囲内の場合は0円となる。

【算出詳細】

年数	スライド額の計算
1	$11,400,000 \text{ 円 (対象費用} \cdot \text{基礎額)} \times 0.50\% = 57,000 \text{ 円 (変動額)}$ $57,000 - 171,000 \text{ (差し引き額)} = \blacktriangle 114,000 \text{ 円}$ <hr/> <b>スライド額 : 0 円 (算出額を差し引き額が上回るため)</b>
2	$11,400,000 \text{ 円 (対象費用)} \times (100\% + 0.50\%) = 11,457,000 \text{ (基礎額)}$ $11,457,000 \times \blacktriangle 0.25\% = \blacktriangle 28,643 \text{ 円 (変動額)}$ $57,000 \text{ 円 (1年目変動額)} + \blacktriangle 28,643 \text{ 円} - 171,000 \text{ (差し引き額)} = \blacktriangle 142,643 \text{ 円}$ <hr/> <b>スライド額 : 0 円 (算出額を差し引き額が上回るため)</b>
3	$11,400,000 \text{ 円 (対象費用)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + \blacktriangle 0.25\%) = 11,428,357 \text{ 円 (基礎額)}$ $11,428,357 \text{ 円} \times 1.75\% = 199,996 \text{ 円 (変動額)}$ $57,000 \text{ 円 (1年目変動額)} + \blacktriangle 28,643 \text{ 円 (2年目変動額)} + 199,996 \text{ 円}$ $\quad \quad \quad - 171,000 \text{ (差し引き額)} = 57,353 \text{ 円}$ <hr/> <b>スライド額 : 57,353 円</b>
4	$11,400,000 \text{ 円 (対象費用)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + \blacktriangle 0.25\%) \times (100\% + 1.75\%)$ $\quad \quad \quad = 11,628,353 \text{ 円 (基礎額)}$ $11,628,353 \text{ 円} \times 2.50\% = 290,709 \text{ 円 (変動額)}$ $57,000 \text{ 円 (1年目変動額)} + \blacktriangle 28,643 \text{ 円 (2年目変動額)} + 199,996 \text{ 円 (3年目変動額)}$ $\quad \quad \quad + 290,709 \text{ 円} - 171,000 \text{ (差し引き額)} = 348,062 \text{ 円}$ <hr/> <b>スライド額 : 348,062 円</b>
5	$11,400,000 \text{ 円 (対象費用)} \times (100\% + 0.50\%) \times (100\% + \blacktriangle 0.25\%) \times (100\% + 1.75\%)$ $\quad \quad \quad \times (100\% + 2.50\%) = 11,919,062 \text{ 円 (基礎額)}$ $11,919,062 \text{ 円} \times 1.50\% = 178,786 \text{ 円 (変動額)}$ $57,000 \text{ 円 (1年目変動額)} + \blacktriangle 28,643 \text{ 円 (2年目変動額)} + 199,996 \text{ 円 (3年目変動額)}$ $\quad \quad \quad + 290,709 \text{ 円 (4年目変動額)} + 178,786 \text{ 円} - 171,000 \text{ (差し引き額)} = 526,848 \text{ 円}$ <hr/> <b>スライド額 : 526,848 円</b>

※正規職員相当人件費、非正規職員相当人件費、人件費以外の費用においてそれぞれ計算し、合計する。

9 年度間の積算額が異なる場合

各年度間において積算額が異なる場合は、「8 スライド額の計算方法」の例外として、当該年度の計算を行う際は、計算年度の積算額が指定期間を通じて同額であると想定してスライド額の計算を行う。

【算出例(3, 4年目の積算額が異なる場合)】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
積算額(円)	12,000,000 [6,000,000] (15,000,000)	12,000,000 [6,000,000] (15,000,000)	{12,000,000} 6,000,000 (15,000,000)	{12,000,000} 15,000,000	12,000,000
請負率(A)	95%				
対象費用(円)(B) (積算額×A)	11,400,000 [5,700,000] (14,250,000)	11,400,000 [5,700,000] (14,250,000)	{11,400,000} 5,700,000 (14,250,000)	{11,400,000} 14,250,000	11,400,000
基礎額(円)(C) (B×(100%+前年度までのD))	11,400,000 [5,700,000] (14,250,000)	11,457,000 [5,728,500] (14,321,250)	{11,428,357} 5,714,179 (14,285,447)	{11,628,353} 14,535,442	11,919,063
変動率(D)	0.50%	▲0.25%	1.75%	2.50%	1.50%
変動額(円)(E) (C×D)	57,000 [28,500] (71,250)	▲28,643 [▲14,321] (▲35,803)	{199,996} 99,998 (249,995)	{290,709} 363,386	178,786
累積変動額(円)(E')	57,000 [28,500] (71,250)	28,357 [14,179] (35,447)	{228,353} 114,177 (285,442)	{519,062} 648,828	697,848
差し引き額(円)(F) (対象費用1.5%相当額)	±171,000 [±85,500] (±213,750)	±171,000 [±85,500] (±213,750)	{±171,000} ±85,500 (±213,750)	{±171,000} ±213,750	±171,000
スライド額(円)(G) (E'±F)	0	0	{57,353} 28,677 (71,692)	{348,062} 435,078	526,848
補正予算額(円)	0	0	29,000	436,000	527,000

※積算額が各年度で異なる場合の各年度の想定金額は、以下のとおり括弧内に表記している。

3年目計算を行う場合の1, 2年目の想定金額：[〇〇円]

4年目計算を行う場合の1～3年目の想定金額：(〇〇円)

5年目計算を行う場合の3, 4年目の想定金額：{〇〇円}

【算出詳細】

年数	スライド額の計算
1	11,400,000円(対象費用・基礎額)×0.50%=57,000円(変動額) 57,000-171,000(差し引き額)=▲114,000円
	スライド額：0円 (算出額を差し引き額が上回るため)
2	11,400,000円(対象費用)×(100%+0.50%)=11,457,000(基礎額) 11,457,000×▲0.25%=▲28,643円(変動額) 57,000円(1年目変動額)+▲28,643円-171,000(差し引き額)=▲142,643円
	スライド額：0円 (算出額を差し引き額が上回るため)
3	5,700,000円(対象費用)×(100%+0.50%)×(100%+▲0.25%)=5,714,179円(基礎額) 5,714,179円×1.75%=99,998円(変動額) 28,500円(1年目想定変動額)+▲14,321円(2年目想定変動額)+99,998円 -85,500(差し引き額)=28,677円
	スライド額：28,677円
4	14,250,000円(対象費用)×(100%+0.50%)×(100%+▲0.25%)×(100%+1.75%) =14,535,442円(基礎額) 14,535,442円×2.50%=363,386円(変動額) 71,250円(1年目想定変動額)+▲35,803円(2年目想定変動額) +249,995円(3年目想定変動額)+363,386円-213,750(差し引き額)=435,078円
	スライド額：435,078円
5	11,400,000円(対象費用)×(100%+0.50%)×(100%+▲0.25%)×(100%+1.75%) ×(100%+2.50%)=11,919,063円(基礎額) 11,919,063円×1.50%=178,786円(変動額) 57,000円(1年目変動額)+▲28,643円(2年目変動額)+199,996円(3年目想定変動額) +290,709円(4年目想定変動額)+178,786円-171,000(差し引き額)=526,848円
	スライド額：526,848円

10 賃金水準及び物価水準の変動率がマイナスとなった場合

賃金水準及び物価水準の変動に伴う各費用の見直しは、社会一般の情勢に合わせて行うものであり、賃金水準や物価水準の変動率がマイナスとなった場合には、対象費用の「1.5%」を超えて減少する額をスライド額とし、指定管理料から減額する調整を行う。

11 主な手続き

(1) 募集時に指定管理料スライド制度に関する事項と各費用における積算額を募集要項や仕様書等に明記して指定管理者を募集する。

- (2) 各適用指標の公表後に、資産経営課より変動率を施設所管所属に通知する。施設所管所属は、変動率及び変動率を用いて算出した当該年度のスライド額を指定管理者へ提示(様式1)する。
- (3) 施設所管所属は、当該年度補正予算においてスライド額の予算要求を行う。
- (4) 予算議決後、施設所管所属は、確定したスライド額を含めた指定管理料を基に年度協定の変更協定を締結し、支出(戻入)する。

### 第3章 指定管理料スライド制度の運用

#### 1 指定管理料スライド制度に係る部分の運用スケジュール例

時期		内容
指定期間 開始前	～7月	・募集要項の作成【スライド制度に関する事項を記載】 ・指定管理料の積算
	8～9月	・指定管理候補者の選定
	9～10月	・当初予算要求(初年度指定管理料) ・12月議会へ指定管理者指定議案の提出 ・12月補正予算に債務負担行為設定の要求【スライド制度に関する事項を記載】
	12月	・指定管理者の指定、12月補正予算の議決
	1～3月	・基本協定締結【スライド制度に関する事項を記載】
	3月	・当初予算の議決 ・事業計画・見積書の確認(初年度分)
指定期間中	4月	・年度協定締結【スライド制度に関する事項を記載】
	9～10月	・スライド額の算定根拠となる各種指標の公表 ・資産経営課で変動率を算出し、施設所管課へ通知 ・施設所管課でスライド額を算出し、指定管理者へ通知 ・次年度当初予算の要求【基本協定額】
	12月	・3月補正予算【スライド額】の要求
	3月	・3月補正予算、次年度当初予算の議決
	補正予算議決後	・年度協定の変更【スライド額の反映】 ・スライド額の支払い、戻入
	3月以降	・事業報告書等の確認

※このスケジュールは、新たに指定期間の開始する場合であるが、指定期間途中から導入する場合も適宜、読み替える。

#### 2 募集要項等への記載

新たに指定期間を開始する施設に指定管理料スライド制度を導入する際は、募集要項等に指定管

料率スライド制度について明記する必要がある。また、積算額が各年度で異なる場合は、その旨が分かるよう記載する。

**【募集要項記載例】**

賃金水準及び物価水準変動への対応		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理に係る各年度の費用(自主事業に係る分を除く。)について、賃金水準や物価水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の調整を行う制度(指定管理料スライド制度)を適用します。</li> <li>・指定管理料スライド制度の詳細については「指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」を参照してください。各費用の積算額については、下記のとおりです。</li> </ul>		
＜各費用別積算額：5年間総額＞		
	費用	積算額(消費税及び地方消費税含む)
賃金水準の変動	正規職員相当人件費	〇〇千円
	非正規職員相当人件費	〇〇千円
物価水準の変動	人件費以外の費用	〇〇千円

3 基本協定及び年度協定におけるスライド額の取扱い

基本協定では指定期間中の指定管理料の総額を規定しているが、スライド額は、基本協定で定めた指定管理料を調整(加減算)するものであるため、調整により総額が変動することになる。ただし、調整の都度、基本協定を変更することは、指定期間中全体に係る取り決めである基本協定の位置付けを踏まえると好ましくない。そのため、スライド額の調整時には、基本協定に規定する指定期間中の指定管理料の総額の変更は行わず、年度協定において整理する。

**【基本協定書ひな型(抜粋)】**

(指定管理料)
第〇条 市は、管理業務の実施に要する費用として、毎年度、市の予算の範囲内で指定管理料を指定管理者に支払う。
2 市が指定管理者に対して支払う指定期間中における指定管理料の総額は、〇〇円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以内とする。
3 市が指定管理者に対して支払う毎年度の指定管理料の支払額、支払時期及び支払方法については、別途事業年度毎に締結する協定(以下「年度協定」という。)により、毎年度定めるものとする。
4 指定管理料スライド制度による指定管理料のスライド額及び支払時期等については、市と指定管理者で協議の上、別途年度協定(変更協定を含む)により、定めるものとする。

**【年度協定書(年度当初)ひな型(抜粋)】**

第〇条 市は、〇年度における〇〇の指定管理料は、〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、指定管理料スライド制度による指定管理料のスライド額については、必要に応じて年度協定期間終了までに協議して、決定するものとする。

2 前項の指定管理料の支払方法は、〇〇〇〇とし、指定管理者の請求により〇〇〇〇までに支払うものとする。

※年度当初に締結する年度協定には、基本協定による額とスライド額の対応について記載する。

**【年度協定書(変更後)ひな型(抜粋)】**

第〇条 市は、〇年度における〇〇の指定管理料は、〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。うち、指定管理料スライド制度による指定管理料のスライド額は、〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 前項の指定管理料の支払方法は、〇〇〇〇とし、指定管理者の請求により〇〇〇〇までに支払うものとする。

※当該年度のスライド額の確定後に年度協定の変更を行い、変更後の年度協定には、基本協定による額にスライド額を加え、内訳も含めて記載する。

4 予算措置

(1) 債務負担行為

スライド額に係る債務負担行為は、金額ではなく文章で設定することとし、基本協定の締結(変更を含む)は、予算の担保が必要となるため、債務負担行為の議決後に行う。

なお、本制度導入に伴い、基本協定の変更が必要となる施設に係る債務負担行為については、資産経営課で一括して設定し、それ以外の施設については、施設所管課において設定する。

**【債務負担行為の設定】**

制度適用開始時期	債務負担行為限度額の文章	要求所属
当初	〇〇千円に指定管理料スライド制度による増額分を加算した額	施設所管課
本制度導入に伴う 基本協定の変更時	指定管理料スライド制度による増額分	資産経営課

(2) 歳出予算

各年度のスライド額確定後、スライド額を当該年度の補正予算として計上し、翌年度当初予算には、基本協定記載の金額を予算計上する。

なお、年度当初の年度協定には基本協定による額(スライド額を含まない)のみ記載されていることから、当該金額を年度当初の支出負担行為額とし、スライド額の補正予算議決後に、年度協定の金額と支出負担行為額をスライド額を含めた金額へ変更する。

## 5 その他

### (1) 人件費におけるスライド額の取扱い

人件費におけるスライド額については、指定管理料スライド制度の趣旨を踏まえ、原則として人件費に充てることとするが、指定管理者制度においては、組織運営を含む管理運営について指定管理者の創意工夫を生かし、効率的かつ効果的に実施されることが求められているため、職員への支払時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとする。

### (2) 指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間開始が4月1日以外において、市が掲示する積算額に当該指定期間開始年度のスライド額相当分が加味されている場合は、指定期間2年度目から指定管理料スライド制度を適用する。